

災害発生時における農地・農業
用施設の復旧支援に関する

協定書

災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定書

宮城県農政部長（以下「県」という。）と一般社団法人宮城県測量設計業協会会長（以下「協会」という。）は、宮城県内に地震、風水害、その他大規模な災害が発生した場合において、県が所管する農地・農業用施設の復旧支援に関し、県は、協会の応援協力による社会貢献活動であることを理解し、次のとおり協定を締結する。

（復旧支援の要請）

第1条 県は、調査及び緊急措置の検討のために復旧支援が必要と判断したときは、協会に対し、調査及び緊急措置の要否に係る復旧支援（以下「復旧支援」という。）を要請することができるものとする。

（復旧支援の内容）

第2条 協会は、前条の要請を受けたときは、できる限り速やかに被害調査を実施し調査結果及び緊急措置の要否について、県に報告するものとする。

2 前項において、市町村等の農地・農業用施設であっても、県が必要と判断したものも同様とする。

（復旧支援の連絡体制）

第3条 県及び協会は、あらかじめ本協定に基づく復旧支援の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、県及び協会は、速やかに相互に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 復旧支援の実施に要する経費は、協会が負担するものとする。

（損害の負担）

第5条 業務の実施に伴い、県、業務を行う会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、協会は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により県に報告し、その措置については、県と協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 本協定に基づいて業務に従事した者が、作業中に負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（事務局）

第7条 この協定の施行に関し、県は宮城県農政部農村振興課に、協会は一般社団法人宮城県測量設計業協会にそれぞれ事務局を置く。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する日の1か月前までに県、協会いずれからも申し出がないときは、引き続き本協定を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、県と協会が協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、県、協会が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月25日

宮城県農政部長

佐藤

夏人



一般社団法人宮城県測量設計業協会会长

佐々木 甲也

